

不 競 法	判決年月日	平成31年1月24日	担 当 部	知財高裁第4部
	事件番号	平成30年(ネ)10038号		
○ 被控訴人の販売するサックス用ストラップが、控訴人の販売するサックス用ストラップの形態模倣（不競法2条1項3号）に該当するか否かが争われた事件において、控訴人の販売するサックス用ストラップは、その商品全体の形態が不競法2条1項3号により保護されるべきものであるところ、被控訴人の販売するサックス用ストラップは、控訴人の販売するサックス用ストラップの形態と実質的に同一であり、これに依拠して作り出されたものであるとして、不競法2条1項3号の不正競争行為に当たると判断した事例				

（事件類型）不正競争行為差止等 （結論）原判決変更

（関連条文）不競法2条1項3号，3条，4条，5条2項

判 決 要 旨

- 控訴人は、被控訴人の販売するサックス用ストラップ（以下「被告商品」という。）が、控訴人の販売するサックス用ストラップ（以下「原告商品」という。）の形態模倣（不競法2条1項3号）に該当すると主張して、被控訴人に対し、不競法3条に基づき、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、同法4条，5条2項に基づき、880万円の損害賠償を求めた。
- 原判決（東京地方裁判所平成29年(ワ)第21107号・平成30年3月19日判決）は、原告商品の形態のうち不競法2条1項3号の保護を受けるのは、モデルチェンジ前の商品（以下「旧原告商品」という。）の形態を実質的に変更した部分に基礎を置く部分に限られるところ、上記部分と被告商品のうち上記部分に対応する部分とは、実質的に同一であるとはいえず、被告商品が原告商品に依拠したということもできないと判断して、控訴人の請求をいずれも棄却した。
- 本判決は、以下のとおり判示した上で、本件控訴に基づき、原判決を変更した。
 - 原告商品の形態は、「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態」（不競法2条1項3号括弧書き）やありふれた形態に当たるということはできないし、旧原告商品の形態とは実質的に同一のものではなく、別個の形態である。そして、不競法2条1項3号の趣旨に照らすと、同号によって保護される「商品の形態」とは、商品全体の形態をいうものである。したがって、原告商品全体の形態が不競法2条1項3号により保護される。
 - 原告商品と被告商品とを対比すると、相違点は、商品の全体的形態に与える変化に乏しく、商品全体からみると、ささいな相違にとどまるものであるから、実質的に同一である。そして、原告商品と被告商品の販売開始時期や、控訴人と被控訴人の従前の関係等に照らし、被告商品は、原告商品に依拠して作り出されたものである。
したがって、被告商品は、原告商品の形態模倣に当たる。

- (3) 控訴人の損害額については、①不競法 5 条 2 項により、被控訴人の得た利益額 1 6 万 6 9 8 1 円と同額と推定され、②被控訴人の不正競争行為と相当因果関係のある弁護士費用相当の損害は、5 万円と認めるのが相当である。
- (4) よって、控訴人の請求は、被告商品の販売等の差止め及び廃棄並びに 2 1 万 6 9 8 1 円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。